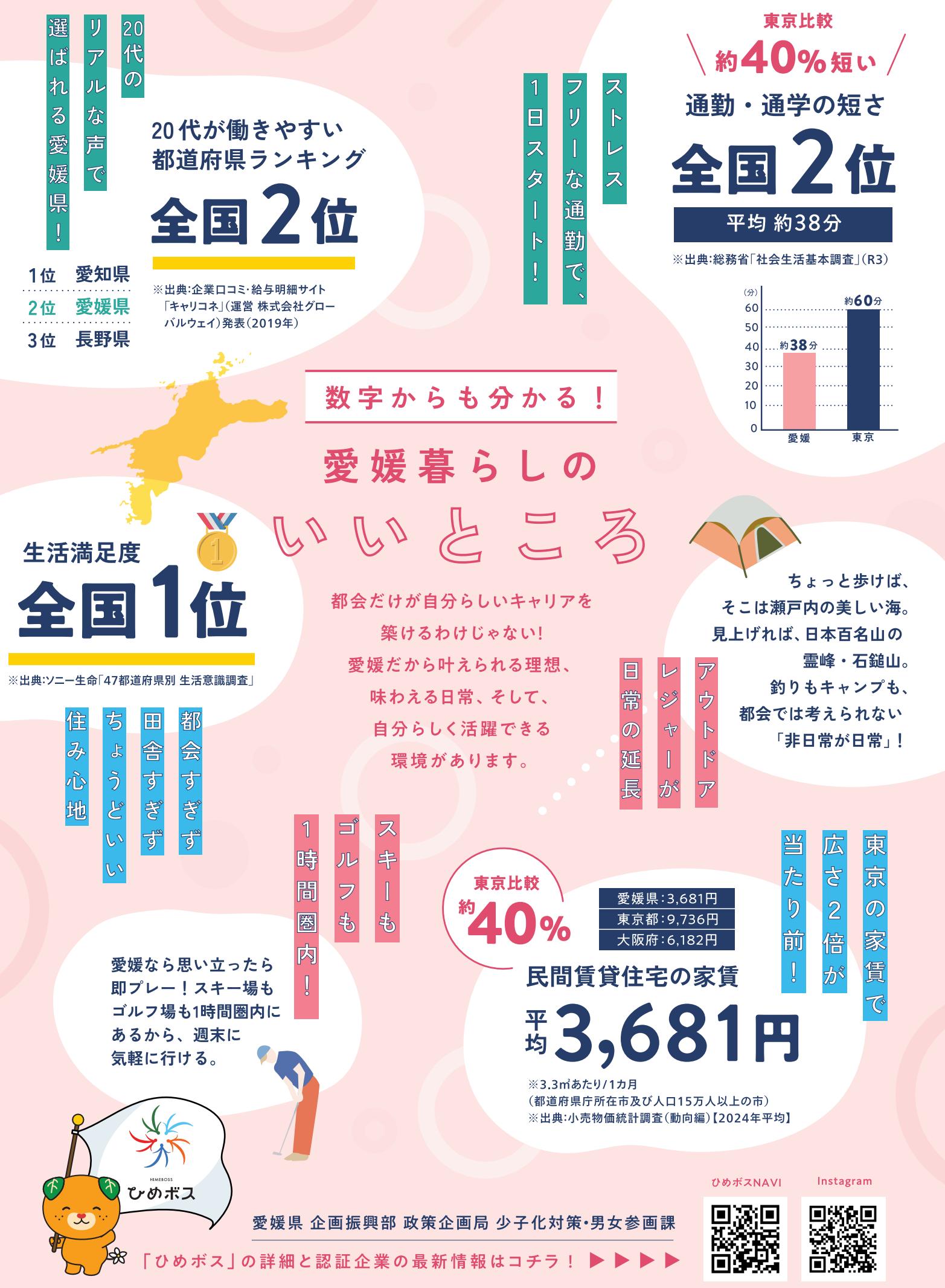


あなたらしく輝ける働き方を
考える企業、増えています！

愛媛県に認定された「ひめボス宣言事業所」は、
性別を問わず、誰もが活躍できる
職場づくりを推進する企業であることの証。
基準を満たした企業には「基本認証」、
特に優れた取り組みを行う企業には
「スーパープレミアム認証」を授与しています。



スーパープレミアム
認証企業数 **22社**
二次元コードを掲載している企業は「ひめボスナビ」で
取り組み内容を詳しく掲載しています。



広がっています! ひめボスの輪

ご活用ください! ひめボス 推進プラザ

働く人を応援する企業を応援します!

女性活躍の推進や仕事と育児、介護等の家庭生活が
両立しやすい職場環境づくりに取り組む県内企業を支援しています。
性別を問わず選択される魅力的な企業へと変革・成長し、
すべての労働者が働きやすく、働きがいのある環境を整えましょう!

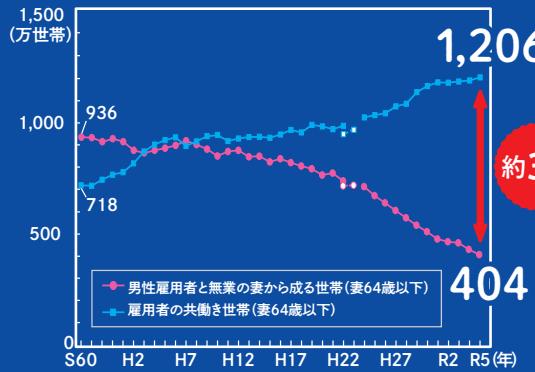
ひめボス推進プラザとは?

「ひめボス推進プラザ」は女性活躍、両立支援、働き方改革等に関するワンストップ支援拠点。ひめボス宣言事業所認証制度の認証取得や社内改革に向けたアドバイス・支援を行っています。

※従来の「愛媛県働き方改革包括支援プラザ」を改称し、令和7年4月1日より設置しました。

働き方に関する意識の変化と現状

共働き世帯が増加



結婚・子育てと仕事を両立させたい人が最多に

女性の理想ライフコース

34.0

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8

12.2

7.7

34.0

26.1

13.8



「ひめボス推進プラザ」業務案内

ひめボス認証の
基本認証
取得支援



奨励金や
上位認証の
取得に向けた
各種支援

女性活躍、
仕事と家庭の両立支援、
働き方改革等に
に関する相談対応



働き方改革等
に関する
専門機関への
取り次ぎ



「ひめボス推進プラザ」を活用するメリット

01

アドバイザーによる認証取得支援や、
セミナー情報・県内の先進事例等の
紹介が受けられます。

02

国の働き方改革推進センターとも
連携しているため、
社労士等の専門家に労務管理上の
相談ができます。



「相談したい」「支援を受けたい」そんなときは当方までお声がけください！

ひめボス推進プラザ

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
<受託者>一般社団法人 愛媛県法人会連合会
メール:himeboss01@csc-ehime.jp

089-933-2660 | 平日
9:00~
17:00

愛媛県
HP



コンサルタント
派遣申請



ひめボス
ポータルサイト



ひめボス
NAVI



労働委員会の窓（令和7年12月分）

《会議関係》

- 12月12日 第1251回愛媛県労働委員会総会
「令和7年調整第2号サービス業争議あっせん事件について」など6件

《集団的労使紛争関係》

- 調整事件

事件番号	業種	申立年月日	区分	調整回数	調整事項	終結状況
7年調整 第2号	サービス業	R7.10.23	あっせん	1回	会社都合による 休業の賃金支払い	打切り

《個別的労使紛争関係》

- あっせん事件

事件番号	業種	申立年月日 申 請 者	あっせん事項	あっせん 回数	所要 日数	終結状況
7年調整 個別第2号	福祉業	R7.11.4 労働者	退職にかかる競業 避止誓約の解除	-	35日	不開始
7年調整 個別第3号	物品賃貸業	R7.11.25 労働者	退職にかかる競業 避止誓約の解除	-	23日	不開始

- 労働相談

	相談者数	相談件数
12月	24	38
累計（4月～）	200	290

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。



仕事のモヤモヤまず相談！ 愛媛県労働委員会にご相談ください



- 働き始める前に、必ず労働条件を確認しましょう。労働契約を締結する際に、会社は労働者に労働条件を明示する義務があります。
- サービス残業（賃金不払残業）は、法律上許されるものではありません。会社には労働の対価をきちんと支払ってもらいましょう。
- 年次有給休暇は、勤務期間などの条件を満たせば、正社員でなくとも付与されることがあります。また、取得理由を伝える必要はありません。
- 解雇は、会社が自由に行えるものではなく、誰もが納得できる理由が必要です。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください！

愛媛県労働委員会

〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132

089-912-2996

Mail: roudou@pref.ehime.jp
HP : <https://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>



愛媛労働局からのお知らせです。

2月2日（月）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第3期分の納付期限となっております。対象となる事業主の皆様には、1月10日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いします。

御不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4-3

愛媛労働局労働保険徴収室 TEL 089-935-5202

参加費
無料

各回
定員
90名

事前
予約制

愛媛労働局

改正労働施策総合推進法及び

改正女性活躍推進法等説明会



カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（施行日：公布（2025年6月11日）後1年6か月以内の政令で定める日）。

また、2026年4月1日より従業員101人以上の企業は「男女間賃金差異」「女性管理職比率」の公表が義務化されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日時 2026年 以下の4日間で開催します。ご希望の日をお選び下さい。

2月3日火・5日木・6日金・12日木
2/3,2/5,2/6は13:30～15:00 2/12は10:00～11:30

申込方法

二次元コードを読み取りホームページからお申込みください



会場 今回は、オンライン（ZOOM）での開催となります。

申込頂いた方には、参加決定後アドレスをご送付いたします。

対象 企業の人事・労務担当者・経営者様／管理職の方々／女性活躍推進にご関心のある方
特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101人以上の企業の皆様は必見です。

何が変わるの？

法改正2つの大きなポイント



女性活躍推進の強化

【対象：主に従業員101人以上の企業】

情報公表の義務が拡大されます

✓ 男女間の賃金差異

全労働者を対象とした男女の賃金の差異を算出し、公表する必要があります。

✓ 女性管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合を算出し、公表する必要があります。

ハラスメント対策の強化

【対象：すべての企業】

事業主の防止措置が義務となります

✓ カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るための措置が求められます。

✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント

いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が必要です。

※ ハラスメント対策の詳細は今後決定されるため、本説明会では概要のみの説明となります

こんなお悩み・疑問を個別に相談したい時は

「民間企業における女性活躍推進事業」の専門家派遣をご利用ください



- 何から手をつければ良いか、具体的な進め方がわからない
- 女性活躍の他社の取組事例を参考にして、自社に活かしたい
- 行動計画の策定や情報公表の具体的な方法を知りたい

ご相談はこちらから



説明会に関するお問い合わせはこちら
愛媛労働局雇用環境・均等室

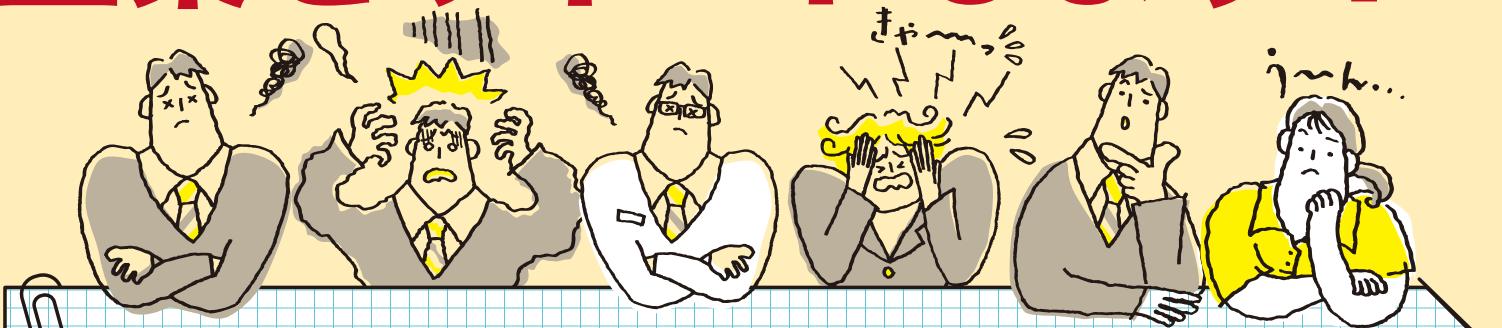


089-935-5222

（受付時間：平日 8:30～17:15）

ハラスメント問題でお困りの事業者様へ

ハラスメント事案解決のため 企業をサポートします！



専門家を派遣し、現在起こっているハラスメント事案の解決に向けて、事業主の皆様が雇用管理上の措置を迅速に行えるよう支援します。

支援対象 ハラスメント事案に直面している事業主様、人事・労務担当者様

支援内容 専門家(社会保険労務士)を派遣
全2回(各2時間)リモート支援・訪問支援を選択

[相談例]

上司から子の看護のために休むたびに、「母親は甘い」等と威圧的に言う人がいて辛いので、上司Bを移動させてしてほしいと社員から相談があったが、異動できる部署がなく困っている。

部下を「使えない」など会議で繰り返し侮辱する社員がいて、複数の社員から相談を受けている。行為者への対処はどのようにしたら良いか前例がなく困っている。

外部顧客からの暴言・侮辱を受け、メンタルに不調を来している社員がいる。どのように対応すれば良いか困っている。

専門家支援のお申し込みはこちらから

→右記の2次元コードを読み込んでください

☎050-5846-9616 (平日 10:00 ~ 17:00)

✉ harassment@task-school.com

🌐 <http://harassment-jian.solution.mhlw.go.jp>



「障害を知ることから、共に働く社会へ。」

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を受講しませんか。

精神・発達障害の特性や職場での配慮を学ぶ講座を通じて、共に働くための実践的知識を提供します。皆様の積極的なご来場をお待ちしています。

開催日時 令和8年3月4日（水）

14:00～15:30

（13:30から受付開始）

場 所 松山若草合同庁舎6階 会議室
(松山市若草町4-3)

定 員 20名

（3月3日（火）申込締切）

申込方法 下記 URL もしくは2次元バーコード
の申込フォームに入力してください。

2次元バーコードはこちら →



<https://forms.office.com/r/AamsRfNyQx>

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催します！

しごとサポーターポータルサイトを開設しています。 しごとサポーター 検索 QRコード

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つに「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上の配慮があること」ですが、企業で働く一般的な従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般的な従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関する正しい理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。

◆日 時：令和8年3月4日（水）14:00～15:30
(13:30～受付 講義75分、質疑応答15分程度)

◆場 所：松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階 会議室

◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
※ お申込方法：右記2次元バーコードもしくは下記URLによりお申込みください。→ <https://forms.office.com/r/AamsRfNyQx>

事業所への出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、ご相談をお受けいたします。

e-ラーニング版を開いています！ しごとサポーター eラーニング 検索 QRコード

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

ご留意ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

（お問い合わせ先） 妊娠労働局 職業安定部 職業対策課 089(941)2940
〒790-8538 松山市若草町4-3松山若草合同庁舎5階

厚生労働省・愛媛労働局・ハローワーク

<障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さんへ>

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を開催します！

しごとサポーター**ポータルサイト**を開設しています。
受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。

しごとサポーター



精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働くまでの配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関する正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催しています。



◆日 時：令和8年3月4日（水）14：00～15：30
(13：30～受付 講義75分、質疑応答15分程度)



◆場 所：松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階 会議室

◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※お申込方法：右記2次元バーコードもしくは下記URLによりお申し込みください。→

<https://forms.office.com/r/AamsRfNyQx>



事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、ご相談をお受けいたします。

e-ラーニング版を公開しています！

「まず基礎知識を学びたい」という方はぜひご利用ください。

しごとサポーター eラーニング

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

（お問い合わせ先） 愛媛労働局 職業安定部 職業対策課 089(941)2940
〒790-8538 松山市若草町4-3松山若草合同庁舎5階



厚生労働省・愛媛労働局・ハローワーク



あなたの職場にいますか？

化学物質管理者



慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2

月は化学物質管理強調月間

関連情報は
特設サイトへ



労働安全衛生関係法令の改正により、
令和6年4月から業種・事業規模を問わず、
化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に
に基づく適切な管理等が義務づけられています。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表



✓ がつかない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

解説

- 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。
- 令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物はこちらのリストをご覧ください。
- 令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。

R7,R8追加分



R9追加分



②化学物質管理者を選任していますか。

解説

- RA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。
- 化学物質管理者の選任については、以下のQ&AのNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A

③RAを実施していますか。

解説

- リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。
- 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。
 - ・業種・作業別マニュアル
 - ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル

(参考) Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。
Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。

業種・作業別マニュアル
(業種・作業別) (建設業)



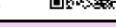
参考



④RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説

- 法令に講すべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。
- ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。
(参考) Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。
Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。



⑤安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説

- 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。
(参考) Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。
Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。



⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説

- 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&AのNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A



⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）

ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。

解説

- 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。
(参考) Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないか。
Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。



まずはホームページで必要な対応をチェック!

ケミガイド

検索

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



※記載の製品において、規制対象となるのはリスクアセスメント対象物の場合です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

